**滋賀県水産振興資金貸付要綱**

令和５年５月17日制定

令和６年７月１日改定

令和６年10月21日改定

令和７年３月27日改定

令和７年９月17日改定

（目的）

第１条　この要綱は漁業者等に対し、施設整備、漁船・漁具の取得改良、経営安定または漁場環境保全のために必要な低利資金の貸し付けを行なうことにより、漁業者等の資本装備の高度化を図り、また漁場環境の保全を図ることにより、その経営の近代化、安定化を促進し、もって水産業の振興に寄与することを目的とする。

（取扱金融機関）

第２条　この要綱に基づく資金の貸し付けは、株式会社滋賀銀行（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行なう。

２　県は前項の貸し付けのため毎年度予算の範囲内において、取扱金融機関に基金を預託するものとする。基金の預託額、預託期間および預託利率については別に定める。

（貸し付けを受ける者の資格）

第３条　資金の貸し付けを受ける資格を有する者は、次の各号に定める者であって、過去３年以内に金融機関において取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、第４条第４号に掲げる資金の貸し付けにあっては漁業協同組合に限る。また、漁業協同組合連合会については、第４条第５号のみを対象とする。第４条第５号に掲げる資金の貸し付けにあってはアユの加工販売を行う水産加工業者、アユ養殖を営む者、アユ漁を営む漁業者およびそれらが加入する水産業協同組合に限る。

 (1) 漁業協同組合の組合員（第４条第５号で定めるアユ不漁特別対策資金は、沿湖漁業協同組合および養殖漁業協同組合の組合員に限る。）

 (2) 漁業生産組合員

 (3) 水産加工業協同組合の組合員

 (4) 漁業協同組合（第４条第５号で定めるアユ不漁特別対策資金は、沿湖漁業協同組合および養殖漁業協同組合に限る。）

 (5) 漁業生産組合

 (6) 水産加工業協同組合

(7) 漁業協同組合連合会

（貸し付けの対象）

第４条　資金の貸し付けの対象は、次の各号に定めるものとする。

 (1) 施設整備資金

　 ア 魚貝類養殖の施設の取得および整備に関する資金

 イ 真珠養殖の施設の取得および整備に関する資金

 ウ 水産物加工の施設の取得および整備に関する資金

 (2) 漁船漁具改良取得資金

 ア 漁船（推進機関を含む。）の取得、改良に関する資金

 イ 漁具（えり、やなの工作物を含む。）の取得、改良に要する資金

 (3) 経営安定資金

 ア 魚貝類養殖漁業経営安定のために要する資金

 イ 真珠養殖漁業経営安定のために要する資金

 ウ 水産加工業経営安定のために要する資金

 (4) 漁場環境保全対策資金

 ア　漁場環境保全活動のために要する資金

 イ　水質汚濁防止施設の取得および整備に関する資金

（5）アユ不漁特別対策資金

　 ア　経営の安定に資する運転資金

（貸し付けの限度額等）

第５条　資金の貸付限度額、貸付利率、貸付期間、据置期間および償還方法は別表１のとおりとする。

２　同一の貸付者に対する資金の貸付限度額（すべての資金を含めた貸付金の貸付残高の合計額）は別表２のとおりとする。

３　貸付期間、据置期間の計算は融資実行日を起算日とする。

４　返済日は返済予定月の20日とする。しかし、返済日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

（利子補給等）

第６条　県は第４条に規定する資金の借入者、取扱金融機関または全国漁業信用基金協会兵庫支所に対し、予算の範囲内で別に定める利子補給補助金交付要綱または保証料補助金交付要綱により、利子補給補助金または保証料補助金を交付することができる。

（保証）

第７条　資金の貸し付けを受けようとする者は、全国漁業信用基金協会兵庫支所の保証を付保しなければならない。

（資金の申込）

第８条　資金の貸し付けを受けようとする者は別記様式第１号および別記様式第２号により、必要な書類を添えて、県に借入申込書を提出するものとする。ただし、災害復旧を目的として資金の貸し付けを受けようとする者は、別に定めるところにより災害認定を受けた後、県に申込書を提出するものとする。

（貸し付けの決定）

第９条　前条の借入申込みがあった場合、県は必要な調査を行い、適当と認めたときは意見を付して取扱金融機関に回付するものとする。

２　取扱金融機関は第１項の規定に基づく回付があったときは、必要な調査を行い、貸し付けの適否およびその内容を決定し、適当と認めたときは、すみやかに貸し付けるものとする。

（転貸の制限）

第10条　資金の貸し付けを受けた者は、この要綱に基づく資金を他人（法人を含む。）に転貸してはならない。

ただし、水産業協同組合が所属組合員に転貸することを知事が特別に認めた場合はこの限りでない。

（報告）

第11条　資金の貸し付けを受けた者は、貸し付け対象となった事項を完了したときは、別記様式第３号により、すみやかに県に報告するものとする。ただし、運転資金には適用しない。

（報告の徴収等）

第12条　知事は必要と認めるときは、資金の運用状況等について調査を行ない、または報告を求め、その結果に基づいて、必要な指示または指導を与えることができる。

（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　　則

 この要綱は、令和５年５月17日から施行する。

付　　則

 この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

付　　則

 この要綱は、令和６年10月21日から施行する。

付　　則

 この要綱は、令和７年３月27日から施行する。

付　　則

 この要綱は、令和７年９月17日から施行する。

別表（１）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付対象 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 貸付期間 | 据置期間 | 償還方法 |
| 施設整備資金 | 魚介類養殖施設 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ７００万円最低額 　１００万円 |  漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定める利率以内  | ７年以内 | １年以内 | 割賦償還 |
| 真珠養殖施設 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ５００万円最低額 　　５０万円 | ７年以内 | 割賦償還 |
| 水産物加工施設 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ７００万円最低額 　１００万円 | ７年以内 | 割賦償還 |
| 漁船・漁具改良取得資金 | 漁船資金 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ５００万円最低額 　　５０万円 | ７年以内 | 割賦償還 |
| 漁具資金 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ５００万円えり・落網の新設、更新および修繕を図る場合の資材ならびに地曳網の購入資金については最高額８００万円最低額５０万円 | ５年以内 | 割賦償還 |
| 経営安定資金 | 魚貝類養殖漁業 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ４００万円最低額 　　５０万円 | ２年以内 | 割賦償還または期日一括償還 |
| 真珠養殖漁業 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ４００万円最低額 　　５０万円 | ３年以内 | 割賦償還 |
| 水産物加工業 | 対象資金総額の８０％以内最高額 　 ６００万円最低額 　　５０万円 | ２年以内 | 割賦償還または期日一括償還 |
| 漁場環境保全対策資金 | 漁場環境保全活動資金 | 対象資金総額の８０％以内最高額 ３００万円最低額　　　５０万円 | ７年以内 | 割賦償還 |
| 水質汚濁防止施設 | 対象資金総額の８０％以内最高額 ３００万円最低額　　　５０万円 | ７年以内 | 割賦償還 |
| アユ不漁特別対策資金 | 運転資金 | 漁業協同組合連合会漁業協同組合水産加工業協同組合漁業生産組合養殖漁業者漁船漁業者水産加工業者 | 対象資金総額の８０％以内最高額　以下のとおり最低額　５０万円　漁業協同組合連合会、漁業協同組合（正組合員数50人以上）最高額　３,０００万円漁業協同組合（正組合員数50人未満）最高額　１,５００万円水産加工業協同組合最高額　７００万円水産加工業者、漁業生産組合最高額　１,０００万円養殖漁業者、漁船漁業者　最高額　５００万円※ただし、漁業協同組合連合会、漁業協同組合および水産加工業協同組合以外の者は過去3年間のアユに関連する収入を平均した額を超えることはできない※令和７年度アユ不漁特別対策資金の貸付限度額は、令和６年度アユ不漁特別対策資金の貸付額を除いた額とする。ただし、別表２の貸付限度額を超えることはできない。 | ５年以内 | 割賦償還 |

別表（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 　貸付対象者 | 貸　　　　付　　　　限　　　　度　　　　額 |
| 漁業協同組合連合会 | ３,０００万円 | ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合連合会はこの限りでない。 |
| 漁業協同組合（正組合員数50人以上） | ５,０００万円 | ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合はこの限りでない。 |
| 漁業協同組合（正組合員数50人未満） | ２,０００万円 | ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合はこの限りでない。 |
|
| 水産加工業協同組合 | ７００万円 | ただし、第10条による転貸の承認を受けた水産加工業協同組合はこの限りでない。 |
| 漁業生産組合 | １,５００万円 |  |
| その他 | 養殖漁業者 | １,１００万円 |  |
| 漁船漁業者 | １,３００万円 |
|
| 水産加工業者 | １,３００万円 |

様式第１号

滋賀県水産振興資金借入申込書

　滋賀県水産振興資金貸付要綱第８条の規定により、下記のとおり貸付金の借り入れを申し込みます。

 　 　　　　　年　　　月　　　日

 滋賀県知事　三日月　大造　様

 　　（〒　　　　－　　　　　）（電話　　　－　　　－　　　）

 （申請者）住　　　　　所

 氏名または名称

 および代表者名

 生年月日または

 設立年月日 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
|  資金の種類 |  　資　金 |
|  申込金額 | 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |  借入希望日 |  　　 　　　　年　 　　月 　　　日 |
|  資金使途 |  （具体的に内容を記入して下さい。） |  事業総額 |  |
|  |  借 入 金 |  |
|  自己資金 |  |
|  そ の 他 |  |
|  償還方法 |  償還　　　 年（うち据置　　　か月） |  年　賦　・　半年賦　・　月　賦　・　一　括 |
|  　　　年　　　月　　　日を第１回として、以後　　　ヵ月毎に　　　回の償還 １回の償還額 円（ 最終回の償還額 円） |
|  事業概要 |  【過去　カ年の収支実績】 |  年　　　月 |  　 年　　　月 |  年　　　月 |
|  収　　入 |  漁　　業 |  |  |  円 |
|  漁 業 外 |  |  |  |
|  計 (ａ) |  |  |  |
|  支　　出 (ｂ) |  |  |  |
|  利　　益 (ａ)－(ｂ) |  |  |  |
|  保　証　人 |  　全国漁業信用基金協会兵庫支所 |  金融機関 |  (株)滋賀銀行　　　　　　支 店 |

 上記借入申込書につき、申込内容を審査した結果、貸付けることを適当と認めたので、滋賀県水産振興資金貸付要綱第９条第１項の規定により貸付けを実行されるよう本申込書を回付します。

 　　　　 年　　　月　　　日

　株式会社滋賀銀行

　代表取締役　　 様

 　　　　　　　滋賀県知事　　三日月　大造 印

様式第２号

組合員証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

滋賀県知事　　　　　　様

 　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　組合名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先(電話番号)

　　　　　　　　　　　　　　　　発行責任者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　発行担当者氏名

　下記の者について、当組合の組合員であることを証明します。

記

1. 住所または所在地
2. 氏名または名称および代表者名

※発行責任者氏名および発行担当者氏名を記載した場合は代表者印の押印を省略できます。

　発行責任者と発行担当者は同一人物でも構いません。

様式第３号

 滋賀県水産振興資金事業完了報告書

　先に借り受けた水産振興資金について、下記のとおり事業が完了しましたので報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 滋賀県知事　　　　　　　　　　　様

 （申 請 者）住　　　　　所

 氏名または名称

 および代表者名

|  |  |
| --- | --- |
|  　資金の種類 |  |
|  借入年月日 |  　　 年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  借入金額 |  　　 円 |
|  設置および購入 年　　　月　　　日 |  　　年　　　　　　月 日 |
|  事業完了年月日 |  　　 年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  総事業費 |  　事業計画 |  円 |
|  事業実績 |  円 |

 ※貸付対象となった事業資金の領収書の写しを添付して下さい。

 ※写真も添付して下さい。